

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月22日

京都市消防局長 名畠 徹

行政区	訓 練 実 施 場 所	吹 鳴 日 時	出動車両
中京区	中京区壬生柳ノ宮町31番地 壬生寺	令和8年1月23日 午前10時30分～ 午前11時00分	2台

(消防局警防部警防課)